

県南広域振興局長告示第 29 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 1 項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成 18 年 5 月 26 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

土地改良区名	所在地	地区名
更木島東部土地改良区	北上市	更木第 2